



民間事業者の役割と使命

私の師である長谷川保は1930年(昭和5年)に、貧しい結核患者の収容保護事業として「ベテルホーム(神の家)」を開始した。これは今日の有料老人ホーム事業の原点ともいえる。当時、医療機関での治療は自己負担が高額となるため、貧しい結核患者は自宅や借家で親族が看護をやむを得ず行い、ときおり医師の往診を受けるというきわめて悲惨な状態だった。自宅では感染が広がって一家全員が死亡し、借家では、感染を恐れた大家から追い出されてしまうことが日常的におこっていた、そんな時代であった。そのとき、数名のクリスチャンの若者が、行く当てのない患者を引き受けたところから、今日、わが国最大の社会福祉法人となっている聖隸福祉事業団が生まれた。聖隸福祉事業団の「有料老人ホームエデンの園」は「ベテルホーム(神の家)」を事業モデルにしている。当時、ベテルホームのシェルターといわれた簡易な病室の建築費を入居結核患者が負担し、看護費用はボランティアスタッフによって、当時の一般的な医療機関の3分の1以下の費用で療養生活できる仕組みをつくったのである。

私は長谷川保の秘書を務めている間にいろいろ学んだ。わが国初の特別養護老人ホームとして「浜松十字の園(1960年創立)」をつくった歴史的使命とその過程のなかでドイツ人のハニ・ウォルフ姉妹の活躍など、さまざまなことを聞かされた。そして、わが国の老人福祉法をはじめ、福祉関連法の制定とその基本原理・原則を身近に感じてきた私としては、長谷川保の考え方である、①時代や生活者のニーズにあったもの、②国や地方自治体ではできないことを民間が先取りする、③受益者負担で必要な人は必要な費用を出す、ということこそ、私たちが忘れてはならないことではないかと思う。時代は驚くべきスピードで変化し、ニーズは多様化・細分化している。国の制度は、私たちのような民間事業者の先駆的な実験を経て、後から追いついてきているのが現状である。民間事業者の役割はますます高くなっているのである。

昭和60年、当時の厚生省にシルバーサービス振興指導室が設置された。のちに厚生労働事務次官になる辻哲夫氏が初代室長に就任した。当時は、さまざまな事業者が有料老人ホーム事業に進出し、倒産するなど様々な経営状態であった。「老人が財産をなくす」という社会的問題としてクローズアップされた。そして、厚生省として民間事業者の健全な発展と消費者保護の視点から多くのことが検討された。その後、30年間、行政の厳しい規制下で、自由な民間活力の活用について議論が続いている。時代の変化のなかで賢い生活者が生まれ、驚くべき情報革命がなされている今なお、行政の介入が必要なのだろうか。私は、生活当事者の判断に任せることがサービスの質の向上になるのではないかと考える。

国や地方自治体の役割と民間事業者の役割や守備範囲は違って当然であり、自由闊達な民間事業者を規制することで弊害が生まれるのではないかと考えている。いくら規制しても悪知恵を働く輩には意味がなく、真面目な事業者の“民間らしさ”がなくなっていく気がしてならない。私たちロングライフグループは今、ケアサービスを世界に向けて展開している。中国、韓国、インドネシアに合弁企業をつくり、ノウハウを提供しており、その国々の人たちに喜んでいただいている。世界は私たちを待っている。政府よりも一步進んで世界に貢献したいと願っている。

遠藤 正一

えんどう・まさかず

●PROFILE

ロングライフホールディング株式会社
代表取締役社長。有料老人ホームや
グループホーム、在宅介護事業などを
展開するグループ7社の事業を統括する。

